

令和7年度群馬県手話施策推進協議会 議事録

事務局 障害政策課
児童福祉課
特別支援教育課

1 日時 令和8年2月13日（金） 13時00分から15時00分まで

2 場所 群馬県庁28階 281-B会議室

3 出席者 委員13名、事務局10名

4 議事

(1) 手話施策実施計画実施状況について

【資料説明】

(事務局)

議事(1)について説明

【質疑応答】

(金澤委員)

群馬県手話言語条例ができて10年経ち感慨深い思いがある。この条例は、聾学校で手話を使っていない状況を何とかしたいということで、議員発案によってできた条例である。この10年で状況が変わってきたことを喜ばしく思っている。

「国立大学法人群馬大学との事業共催」について、障害政策課の説明に1点補足させていただく。群馬大学との授業の共催だが、2021年から2025年までの5か年事業で、毎年県には、共催という形でお世話になっている。

また、教員向けの研修内容について質問したい。各部全体や初任者向けの研修が週1回・45分、手話表現を学ぶ研修を1回60分程度実施している、とある。これらの研修を年に何回実施したか知りたい。

(事務局)

具体的な回数はこの場に持ってきていない。

(御子神委員)

保護者向けの手話講座が年1回90分とあるが、年1回では少ないと思う。

私も参加したことがあるが、幼稚部の親の悩みを聞くような会だった。手話を使える子供は意味まで理解できているが、一方で発語がスムーズな子どもは、一見理解しているように思えて、実際は理解できていないことに親が悩んでいた。そういった子供ごとの差に気を付けて教え方を工夫してほしい。息子は人工内耳を付けたので、私自身、言葉の内容を教えるのが難しいと感じていた。

聞こえ方によって差がないように教育してほしいという思いがある。

(事務局)

聾学校とも共有して、差がないように教育できる方法を考えていきたい。

(金澤委員)

以前の協議会でも指摘していたが、乳幼児相談は手話言語条例と関係なく前からあるため、相談はあって当たり前だと思う。

手話言語条例を受けて、何を行ったかが重要。相談件数のうち、何件が手話に関するものなのか把握する必要があると以前申し上げたが、今回も反映されていない。

相談件数のうち、手話に関するものがどのくらいあったか、内訳は把握しているか。

(事務局)

現時点では把握していないため、学校に確認したい。

(金澤委員)

前校長の時代からお願いしていたことなので、ぜひお願いしたい。

(御子神委員)

遠隔手話を市町村に実施してもらうにはどうしたらよいか聞きたい。県庁まで来ないと利用できないのであれば、使うのが難しい。私が住んでいる町では、月に2回手話通訳者が設置されているが、その日に都合を合わせて行くのは難しい。遠隔手話について、市町村にお願いできるものなのか。

(事務局)

現在、県が実施している遠隔手話サービスは、県庁の総合窓口に専用のタブレット端末を配置することで、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザの手話通訳者と接続し、県庁舎内で活用してもらうものである。

市町村でも、いくつか実施しているところがあることは把握している。全ての市町村で導入するのは難しいと思うが、今後も、各市町村において、円滑にコミュニケーションをとることができるよう検討されていくことになると思う。

(牛木委員)

甘楽町で遠隔手話を利用した人から聞いた話だが、つながった先が東京の通訳者で、手話の表現が違い、なかなか伝わらなかったと言っていた。県内の地域でも表現が違うことはあるのか。そのような点はどのように調整していくのか。

(事務局)

手話言語も方言のように地域によって違いがあると聞いているが、現在でも、都内のオペレーションセンターにつながる遠隔手話通訳サービスを導入している自治体がある。

群馬県でも、このような遠隔手話通訳サービス導入に関する予算を、令和8年度当初予算案に計上しているため、県議会での議決をいただけたら、具体的に内容を調整していきたい。

地域による手話の違いについて、委員から補足していただけるとありがたい。

(八木委員)

これまで私たちは、全市町村に対面による通訳者の設置をお願いしてきたが、現状では、まだ設置されている市町村は限られている。こうした中、法的義務となっている手話通訳の派遣事業を補完するものとして出てきたのが遠隔手話通訳サービスである。

電話リレーサービスのように、日本財団電話リレーサービスが実施しているものがあるが、その手話通訳オペレーターは、専門的な教育を受けているため、全国の手話使用者の電話を受けても、昔と比べて方言によって通訳できないということはほとんどなくなってきている。

また、遠隔手話通訳サービスは災害発生時に効果的であり、能登半島地震の際にも活用場面があった。群馬県でも、こうした事例を参考に、遠隔手話の活用について検討会を実施している。

対面と遠隔という手段について、市町村がどのような形で実施していくのがよいかは、今後も検討の余地がある。私たちが設置を求めているのはあくまでも対面であり、本来はどこに行っても手話通訳者がいるのが理想である。

(金澤委員)

牛木委員にご指摘いただいた内容は、今後も続く話だと思う。群馬県にも独自の手話があるのは事実であり、知っている通訳者のほうが通じるという声もある。

対面が望ましいことは前提としながら、緊急時などで対面が難しい場合、遠隔手話が活用できると整理しておけばよいと思う。

(八木委員)

先ほど、御子神委員から、人工内耳を付けている難聴児は、発語はスムーズでも言葉の意味を理解していない。一方で、手話を使える児童は、手話により会話することで、きちんと言葉の意味を理解しているという話があった。それはずっと議論されてきた重要な問題である。

保護者の中にも、手話に対して懐疑的な方もいれば、子どもの能力を伸ばすためには、手話が必要と考えている方もいる。こうした中で、きこえない子を持つ保護者の方に様々な情報を提供することを目的として、難聴児早期支援体制整備を検討する協議会が設置されている。こうした動きもあるので補足させていただく。

(2) 令和8年度手話施策実施案予定について

【資料説明】

(事務局)

議事(2)について説明。

(金澤委員)

聾学校で、これから実施していく手話に関する研修は、どの程度実施すれば、先生が手話を身につけられるかといったことを踏まえ、数値目標や時間数の目標、実施計画を作り直す予定はあるか。

(事務局)

今後、聾学校と相談しながら進めていくことになる。現在実施しているものを、更に進めていくことになると思うが、具体的な数値の検討までは至っていない。聾学校とよく相談しながら進めていきたい。

(金澤委員)

質問ではなく意見を申し上げる。第1次計画から10年、私はこのことを申し上げ続けている。

日常生活レベルの手話ができるようになるには、単語を3,000語から5,000語覚える必要がある。群馬大学では、1年生が1年間で手話奉仕員相当を修了することとしてカリキュラムを組んでいる。年間で、30週授業があるが、単純計算で毎週100単語を覚えなければ日常会話すらできないことになる。

障害政策課に聞きたいが、手話奉仕員養成研修を修了すれば、手話を使った教科教育をできるレベルに到達できるか。

(事務局)

手話奉仕員養成研修では、そのレベルにはまだ達しないと認識している。

(金澤委員)

手話奉仕員養成研修で、日常会話ができるレベルの手話を身につけるのに、100時間程度は必要となる。逆に言えば、100時間かけたとしても日常会話程度しか身につかないとも言える。

目標数値を決めてから、実現するためにはどうしていけばよいかということに落とし込んでいかないと、達成できるはずがない。これは、子どもがかわいそうということにつながってくる。10年前は手話の施策が始まったばかりだったため、様子を見ていたが、そろそろはっきりと言わないといけないと思っている。

聾学校での教科教育レベルの手話を取得するには、1,000時間から1,200時間必要である。学習言語を駆使するとなれば5倍から10倍の時間が必要。さすがにそれは難しいと思うが、現状は手話奉仕員養成研修相当である100時間もやっていないのではないか。

手話スキル向上のためのカリキュラムは、厚生労働省の意思疎通支援事業のものを参考にすればよいと考える。ここには手話スキルが向上するノウハウが詰まっている。

聾学校での隙間の時間を活用して、公務として、手話奉仕員養成研修相当のカリキュラムを修了するといった目標を立てていけばよいのではないかと。障害政策課の協力を得ればできると思う。地域生活支援事業としての実施も一考だが、本筋からすれば、教育委員会の予算で実施すべきではないかと考える。

(事務局)

これまで明確な計画を定めてこなかった。今後は学校とよく相談して目標値など考えていきたい。

(金澤委員)

きこえない子どもの親から、人工内耳を付けているので手話は使いませんという話も聞くが、手話を使えて、手話通訳があれば、大学のゼミでのディスカッションにも参加できる。

高校卒業までには、例えば微分・積分や古典文法の四段活用なども手話でできるようになっていることが望ましく、それは日常生活レベルの手話ではない。こうしたことを踏まえて計画を立てることで、子どもがかわいそうという状況にならないようにしてほしい。

(事務局)

児童生徒たちが困らないようにするにはどうすればいいのか、改めて検討し、聾学校と一緒に考えていきたい。

(事務局)

地域生活支援事業は、教育委員会で把握していないと思うので、障害政策課も協力できることはしていきたい。

(早川議長)

手話通訳者を養成するのと同じように、子どもたちが安心してコミュニケーションを取れるように教育をお願いしたい。

(八木委員)

手話施策実施計画において、手話を用いた情報発信に、「群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザの運営」があるが、これについて聞きたい。

群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザは、身体障害者福祉法の情報提供施設という位置づけで設置されており、法律では、障害者の社会参加施設の一つとされ、これまで手話通訳者の養成・派遣やビデオ・DVDの制作や貸出などを行ってきた。

こうした位置付けの施設の館長であるため、他県では、きこえない人が館長として運営しているケースもある。群馬県でも、きこえない・きこえにくい人の社会参加を阻んでいるものが何かをよく知っている、きこえない人が館長になるべきではないか。

また、現在、聾学校に手法話通訳者が2名配置されているが、その財源は基金となっている。今後も安定的に配置できるよう、教育委員会で予算化してほしいと以前にも要望しているが、この状況を聞きたい。

さらに、ろう教員を増やしていくことが大事だと思っている。昨年施行された手話施策推進法では、「手話を学ぶ」「手話で学ぶ」ということを言っている。これを踏まえると、聾学校にきこえない教員を増やすことが重要だが、思うように増えていない現状があると思う。このことについて、見解と今度の方策についてお聞きしたい。

(事務局)

群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザの館長の人事は、指定管理者内部での考え方によるものであり、個別の人事案件について、この場で議論することは差し控えたい。

ただし、本日、こうしたご意見があったことは、情報提供施設を所管する立場から、指定管理者に伝えたいと思う。

(事務局)

聾学校への手話通訳者配置の財源については、引き続き考えていきたい。

ろう教員の確保については、教員採用試験で、採用枠設定や加点制度を設けている。

また、聾学校勤務経験者の異動を推進するといったことなども行っており、こうしたことを継続しながら、教員の専門性が高められるように進めていきたい。

(八木委員)

群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザは、法的には、社会参加推進施設という重要な位置づけの施設だが、きこえない・きこえにくい人の意見がどの程度反映されているのか不明瞭である。きこえない・きこえにくい人の意見が反映されるような運営を望んでいる。

(事務局)

八木委員のご指摘のような疑念があることは望ましいとは思っていない。情報提供施設の指定管理として委託を受けている意味を改めて感じてもらえるよう、指定管理者に伝えたい。

【事務局から説明】

議事(3)について説明。

(金澤委員)

遠隔手話の実施方法について、現在県が設置しているタブレットが、専用のQRコードになることで何がかわるか補足したい。タブレットの場合、設置箇所の数だけ購入する費用が必要となるが、QRコードの場合、利用者が自身のスマートフォンでこれを読み込めば使えるため、QRコードを印刷して設置すればよいだけである。実際に、東京都は200か所、神奈川県は2,000か所にQRコードが設置されている。

対面の手話通訳者がその場に来られればよいが、状況によって、呼ぶことができない、来ることができないといった場面は多い。QRコードを利用した遠隔手話通訳サービスがあることによって、ろう者の可能性は広がると思う。

そこで、県と市町村にお願いしたいことがある。1つは、市町村で遠隔手話通訳の個人利用の補助を検討してほしい。これは静岡市が導入したものだが、例えば、タクシーの運転手との会話などでも使える。全額を負担する必要はないと思うが、この事業はぜひ市町村が実施してほしい。

もう1つ、県と市町村の双方に実施してもらいたいのが、災害対応である。

今年度、災害対策基本法が改正され、被災者援護協力団体登録制度が開始されたが、10月には、遠隔手話通訳サービスを提供する会社が登録された。実際に、その会社は、新潟県加茂市と災害協定を結んでいるが、これには一つ問題がある。救急搬送時に、搬送先の市町村が協定を結んでいないという事案があった。

群馬県では、市町村が災害協定を結びつつ、県も包括的に協定を結び、広域に対応してもらいたい。能登半島地震の際もそうだったが、広い範囲に被害が出れば、当然、市町村を越えて人が移動することがあるため、広域的な協定を締結することが大切だと思う。

(事務局)

災害時・緊急時の活用については、遠隔手話通訳等検討会でもご意見をいただいていた。今後、いただいたご意見も踏まえて検討していきたい。

(御子神委員)

災害時の遠隔手話通訳サービスについて、県で実施してもらえるとありがたい。

被災地では、被災から時間が経ってから、補聴器や人工内耳の電池に関する案内があったため、それまでの間、きこえない人はどうしていたのかと感じたという話を聞いたことがある。

息子がきこえないので、災害時が一番不安だと感じている。人工内耳と補聴器を付けていると疲れるのか、家に帰ってくるとほとんど外している。

災害が起きた際に、人工内耳と補聴器を持って逃げることができるか分からないが、遠隔手話通

訳があれば、社会に出て一人暮らしをする時にも安心できる。

(事務局)

いただいたご意見を踏まえて、しっかり検討していきたい。

(3) その他

(八木委員)

県広報番組への手話通訳挿入について申し上げたい。

これは、過去、手話通訳が挿入されていた県の広報番組がなくなってしまったため、県に要望して復活したものであるが、アニメの星は声優を目指す人の番組である。

私たちが望んでいたのは、ニュース番組などへの手話通訳挿入である。きこえない人は、情報が不足するので、県内の情報が得られるような番組に手話通訳をつけてほしいと思う。

所管が異なるため、障害政策課では、この企画に対して何か言うことはできないと思うが、県の広報番組であれば、見てためになるもののほうがよいのではないか。

NHKのニュース番組への手話通訳挿入についても、全日本ろうあ連盟が長年要望しているが、未だに手話通訳が挿入されていない。

(事務局)

声優を目指す番組に手話通訳ということへのご意見はあると思う。ただ、担当課においても、様々な方が、等しく情報を取得できる環境を整えようと、新しい県の広報番組に手話通訳を挿入することを決めたものであり、ご理解いただけるとありがたい。

全日本ろうあ連盟が、NHKへ要望していることについても承知している。県としても、引き続き、民間事業者への情報アクセスに関する普及啓発を行っていきたい。

(事務局)

長時間にわたり、ご審議いただき感謝申し上げます。

このように様々なご意見が出るということは、委員の皆様がそれぞれのお立場で、日々感じている課題があるためであり、それだけ切実なご意見なのだと感じている。

これまで実施できていないもの、予算、人員不足、いろいろな問題があっものだと思うが、今後はできる方法を色々な角度から検討していきたい。貴重なご意見持ち帰り、検討していきたい。

5 閉会